

競争入札の参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則

競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）の一部を次のように改正する。

別表第2 Aの項水道施設工事の欄中「5,500万円以上」を「6,000万円以上」に改め、同表Bの項土木工事の欄中「1億5,000万円未満」を「1億8,000万円未満」に改め、同項水道施設工事の欄中「1,500万円以上」を「3,000万円以上」に、「1億5,000万円未満」を「1億8,000万円未満」に改める。

別表第3 Bの項水道施設工事の欄中「1,500万円以上」を「3,000万円以上」に、「2億円未満」を「2億4,000万円未満」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告した指名競争入札から適用する。